

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

## 第19回農業委員会総会議事録

令和7年1月30日

### 佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	2	十亀	正	委員
	3	青野	誠	委員

## 第 19 回 農業委員会 総会議事録

1. 開催年月日 令和 7 年 1 月 30 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸  
4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 海辺 雅裕  
佐呂間町農業委員会事務局次長 本田 利明  
佐呂間町農業委員会農地係長 藤田 真紗美

5. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	青野 英一郎	9	平川 智司
2	十亀 正	10	山田 裕之
3	青野 誠	11	齊藤 浩明
		12	田中 裕二
5	田村 通啓	13	橋本 聡
		14	渡部 洋
7	荒田由紀野		

6. 欠席委員

番号	氏名	番号	氏名
4	山口 浩之	15	和泉 茂樹
6	千葉 義則		
8	山越 透		

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の農地の該当の有無について  
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定  
について  
報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について

事務局 長	<p>只今から、第 19 回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16 名中 12 名で、総会は成立しております。</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 署名委員は、2 番十亀委員さん、3 番青野誠委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。 報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第 3 条の 3 の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。</p> <p>番号 1 土地の所在が幸町 36 番 1 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 26,003 ㎡、届出者 西富 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が平成 25 年 7 月 23 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あつせん希望は有です。</p> <p>番号 2 土地の所在が共立 164 番外 34 筆、現況地目畑が 223,948.19 ㎡、採草放牧地が 45,159 ㎡で合計面積 269,107.19 ㎡、届出者 共立 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 6 年 10 月 10 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あつせん希望は無です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>———異議なし———</p>
議 長	<p>報告事項第 1 号は原案どおり承認いたします。</p>
議 長	<p>次に、議案の審議に入ります。 議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の農地の該当の有無について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の農地の該当の有無について 下記の土地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かについて審議願います。</p> <p>番号 1 土地の所在が知来 576 番 1 外 3 筆、現況地目牧場で合計面積 9,127 ㎡、所有者が●●●●さん、令和 7 年 1 月 14 日に現況確認を行っています。 図面で説明いたしますと、(1 ページ)の土地です。対象地につきましては、道道知来東線沿い、●●●●宅周辺の土地となります。</p> <p>現況及び経過について説明いたします。 対象地は牧場で、所有者の●●●●さんが昭和 62 年頃から平成 18 年にかけて牛舎、D 型ハウスなどを建築したとのことです。</p>

		<p>農業者が牧場に農業用施設を建設することは農地法4条及び5条の転用の許可は必要ありません。</p> <p>所有者には農地法について説明していく中で、農業委員会の農地台帳上、現況地目を牧場から雑種地へ農地補正することとしました。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p> <p>質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>
各 議	委 員 長	<p>———異議なし———</p> <p>議案第1号は原案どおり決定いたします</p>
議	長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	番号1	<p>土地の所在が仁倉112番外23筆、現況地目畑が合計面積219,284㎡、譲渡人が●●●さん、譲受人が●●●●さん、農業従事者が世帯員3名、経営状況はトラクター3台、他作業機10台を所有、経営面積は、439,729.00㎡です。30年間の使用貸借です。</p> <p>この案件につきましては、1月17日関係農業委員さん立会いのもと現地調査を実施しております。</p> <p>図面で説明いたしますと、(2~6ページ)です。</p> <p>申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線、仁倉浜佐呂間線道路、仁倉10号道路、仁倉6号道路、仁倉北10線道路、仁倉12号道路のそれぞれの道路沿いの土地と●●●●宅周辺の土地となっています。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p>
議 各 議	委 員 長	<p>質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p> <p>———異議なし———</p> <p>議案第1号は原案どおり決定いたします</p>
議	長	<p>議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	番号1.	<p>議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。</p> <p>番号1.</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が東 ●●●●さん。土地の所在が仁倉11番外4筆、現況地目が畑で合計面積40,060㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は3,805,000円、10㎡当たりの単価は95,000円です。あっせん会につきましては、令和6年12月24日から1回実施しております。</p>

図面で説明いたしますと（7ページ）赤枠の土地です。  
申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿いの土地となります。

番号 2.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が東 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 17 番、現況地目が畑で面積 1,969 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 187,000 円、10 畝当たりの単価は 95,000 円です。あっせん会につきましては、令和 6 年 12 月 24 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（7ページ）黄色枠の土地です。

申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線付近の土地で番号 1 の隣接地となります。

番号 3.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●。土地の所在が幌岩 133 番 1 外 7 筆、現況地目が畑で合計面積 180,188 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 1 月 31 日から 5 年間、賃貸料は諸経費と合わせて年額 144,150 円、10 畝当たり 800 円で、農地売買等事業による賃貸借契約となります。

図面で説明いたしますと（8ページ）です。

申請地につきましては、国道 238 号付近の南側、幌岩西道路と幌岩浪速間道路付近に囲まれた土地となります。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。  
各 委 員 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。  
議 員 長 ———異議なし———  
議 員 長 議案第 3 号は原案どおり決定いたします

議 長 各委員さんの方から何かありませんか。  
各 委 員 長 ———ありません———  
議 員 長 なければ第 19 回農業委員会総会を終ります。

